

令和6年

第13回大磯町農業委員会総会会議録

日 時 令和6年12月23日 午後1時30分から

場 所 大磯町役場 本庁舎4階 第2委員会室

1 出席委員

1 番	安 池 幸 子	9 番	守 屋 智
2 番		10 番	加 藤 敏 郎
3 番		11 番	渡 邊 康 弘
5 番	山 口 秀 雄	12 番	
6 番	鈴 木 洋 有	13 番	石 井 雅 浩
7 番	平 原 則 子	15 番	柳 田 進
15 番		16 番	戸 塚 昭 雄

2 欠席委員

2 番	吉 川 幸 夫	3 番	竹 内 裕 一	8 番	青 木 貞 治
12 番	仲出川 治 幸	推進委員	吉 川 京 男		

3 遅刻委員

15 番 柳 田 進

4 農地利用最適化推進委員出席者(意見を述べることはできますが議決権はありません)

添 田 政 夫	柏 木 博	二 宮 晃 一
---------	-------	---------

5 出席事務局員

事務局長	木 村 公 哉
書 記	久保田 徳 人

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第39号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定
について

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議長 本日はまず、「農業委員会等に関する法律」第32条『総会及び部会の会議は、公開する。』とありますので、傍聴人に入室をさせますので、ご了解いただきたいと思います。

《傍聴人入室》

議長 ただ今の出席委員は10名で、定足数に達しておりますので令和6年第13回大磯町農業委員会総会は成立いたします。

なお本日、2番吉川幸夫委員、3番竹内裕一委員、8番青木貞治委員、12番仲出川治幸委員より欠席の旨の通告がありましたのでご報告いたします。

議長 次に、大磯町農業委員会会議規則第18条第1項の規定により、10番加藤敏郎委員と11番渡邊康弘委員を会議録署名委員として指名いたします。

議長 それでは、本日の議事日程について事務局より朗読と説明をお願いします。

《議事日程の報告》

議長 ただ今の報告について、何か発言ございますか。

《発言なし》

議長 よろしいですか。それでは、以上で議事日程の報告を終わります。

議長 それでは、本日の議題に入ります。日程第2の議案第39号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第39号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」は議案書2ページと3ページの新規設定8件で、場所につきましては総会資料の1ページから5ページをご覧ください。

大磯町長より令和6年12月10日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。

最初に1番について説明します。

事務局 《議案第39号1番を朗読》

書記 議案第39号1番の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。

当該農地は寺坂地区の露地畑2筆です。借り手は、令和元年に参入した柿の栽培を行

っている農業法人で、営農拡大により経営の安定化と地域の農業振興が図られると考えられます。

なお、12月12日に寺坂地区担当の渡邊委員及び事務局で現地確認を行っています。

議長 ありがとうございました。議案第39号1番につきましては、現地確認をお願いした寺坂地区担当の渡邊委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

11番委員（渡邊） 11番の渡邊です。議案第39号1番の農地について、12月12日に私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は、法人が柿の栽培を行っている農地の隣接地で、法人の農地が集約化されることで、経営の安定化と地域の農業振興が図られると考えられます。

議長 ありがとうございました。ただいま説明がありましたように、経営の安定化と農地の遊休化防止が図られるとのことです。

では、議案第39号1番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

委員 この法人は農地所有適格法人か一般法人か。

書記 一般法人です。

議長 他にございませんか。質疑がないようですので、議案第39号1番について、原案とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第39号1番は原案とおり決定いたしました。

議長 次に議案第39号2番と3番については、借り手が同一の案件ですので一括で審議します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 《議案第39号2番と3番を朗読》

書記 議案第39号2番と3番の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。

当該農地は生沢地区の露地畑4筆です。借り手は、当該農地を借りていた法人の常時従事者で法人の解散に伴い、新規就農により引き続き当該農地での営農を希望しています。

なお、12月12日に渡邊委員と事務局で現地確認と「大磯町農業委員会における農

業への新規参入の基準に関する要綱」に基づいて面談を行い、新規参入推薦書を取得済です。

議長 ありがとうございます。議案第39号2番と3番につきましては、面談と現地確認をお願いした渡邊委員から面談の結果と現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

11番委員（渡邊） 11番委員の渡邊です。議案第39号2番と3番の農地について、12月12日に私と事務局で面談と現地確認を行いました。

借り手は法人の常時従事者として約3年間の営農経験があり、農業の知識もありましたので新規参入推薦書に署名しました。

また、当該農地を耕作していた借り手が引き続き借りることで、担い手の育成と農地の遊休化防止が図られると考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、借り手は新規就農の資格が十分あり、担い手の育成と農地の遊休化防止が図られるとのことでした。

議長 では、議案第39号2番と3番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第39号2番と3番について、原案とおりの決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙手》

議長 賛成者全員により、議案第39号2番と3番は原案とおりの決定いたしました。

次に4番について事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 《議案第39号4番を朗読》

書記 議案第39号4番の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。

当該農地は町外の農家が所有する寺坂地区の露地畑2筆ですが、維持管理に困っていたところ、知人から平塚市で桃の栽培を行っている農業者を勧められたとのことでした。借り手の桃農家は長野県の桃農家で研修した方で平塚市では約3反の農地で桃の栽培を行っており、営農拡大により経営の安定化と地域の農業振興が図られると考えられます。

なお、12月12日に寺坂地区担当の渡邊委員及び事務局で現地確認を行っています。

議長 ありがとうございます。議案第39号4番につきましては、現地確認をお願いした寺坂地区担当の渡邊委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

11番委員（渡邊） 11番の渡邊です。議案第39号4番の農地について、12月12日に私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は、管理耕作された露地畑ですが、借り手が桃の栽培をすることで、経営の安定化と地域の農業振興が図られると考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、経営の安定化と農地の遊休化防止が図られるとのことですね。

では、議案第39号4番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

委員 農地の真ん中にある通路も利用するのか。

書記 借りる筆の一部ですので利用します。ただし、借り手が土砂を入れて畑に復元するとの希望があり、農地所有者と協議しています。

委員 平塚市の農家であるのに新規就農者として扱うのか。

書記 「大磯町農業委員会における農業への新規参入の基準に関する要綱」では大磯町で新たに農地を借りて営農をする場合、新規就農者として扱います。

議長 他にございませんか。質疑がないようですので、議案第39号4番について、原案とおりの決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第39号4番は原案とおりの決定いたしました。
次に5番について事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 《議案第39号5番を朗読》

書記 議案第39号5番の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。

当該農地は、西小磯地区の露地畑2筆で、町内の酪農家が牧草畑を目的に農地造成で田から畑にしましたが、コロナ禍で計画が中断して耕作放棄地となっています。

借り手は、横浜市の農家で1年間研修した方で、当該農地の他に隣接する6筆も借りて、ポッド栽培のブルーベリーを中心とした観光農園を計画しています。

また、当該農地は主に、井戸、農業用倉庫、駐車場など2アール未満の許可不要の転用により、農業用施設用地として利用する予定です。耕作放棄地が観光農園として活用されることで、担い手の育成と地域農業の振興及び農地の遊休化防止が図られると考えられます。

なお、12月12日に西小磯地区担当の柳田委員と添田推進委員及び事務局で現地確認を行っています。

議長 ありがとうございます。議案第39号5番につきましては、現地確認をお願いした西小磯地区担当の柳田委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

15番委員（柳田） 15番の柳田です。議案第39号5番の農地について、12月12日に私と添田推進委員及び事務局で現地確認を行いました。

当該農地は、現在、耕作放棄地となっていますが、借り手が観光農園として活用することで、担い手の育成と地域農業の振興及び農地の遊休化防止が図られると考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、担い手の育成と地域農業の振興及び農地の遊休化防止が図られるとのことでした。

では、議案第39号5番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第39号5番について、原案とおりに決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙手》

議長 賛成者全員により、議案第39号5番は原案とおりに決定いたしました。

議長 次に議案第39号6番から8番については、借り手が同一の案件ですので一括で審議します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 《議案第39号6番から8番を朗読》

書記 議案第39号6番から8番の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。

当該農地は西小磯地区の露地畑6筆で、議案第39号5番と同様に農地造成後に耕作放棄地となっています。

また、借り手は、議案第39号5番と同一の新規就農者で、農地中間管理事業により長期間に渡り農地を借りることで、担い手の育成と地域農業の振興及び農地の遊休化防止が図られると考えられます。

なお、12月12日に柳田委員と添田推進委員及び事務局で現地確認と「大磯町農業委員会における農業への新規参入の基準に関する要綱」に基づいて面談を行い、新規参入推薦書を取得済みです。

議長 ありがとうございました。議案第39号6番から8番につきましては、面談と現地確認をお願いした柳田委員から面談の結果と現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

15番委員（柳田） 15番委員の柳田です。議案第39号6番から8番の農地について、12月12日に私と添田推進委員及び事務局で面談と現地確認を行いました。

借り手は、横浜市で1年間研修を受けて営農計画もしっかりとしていたので新規参入推薦書に署名しました。

借り手が借りることで、担い手の育成と地域農業の振興及び農地の遊休化防止が図られると考えられます。

議長 ありがとうございました。ただいま説明がありましたように、借り手は新規就農の資格が十分あり、担い手の育成と地域農業の振興及び農地の遊休化防止が図られるとのこととです。

では、議案第39号6番から8番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

委員 他の場所で農地造成の違反行為があると聞いていますが、今回、当該農地で整地を行うとのことですが、許可は必要ですか。

書記 整地は当該農地内の地均しを行うだけで、土砂の搬入や搬出がない場合は許可は必要ありません。

議長 他にございませんか。質疑がないようですので、議案第39号6番から8番について、原案とおりの決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第39号6番から8番は原案とおりの決定いたしました。
以上で議案第39号の全ての審議が終了しました。

なお、本議案の決定事項は町長に通知いたします。

議長 次に議案第４０号「農業委員の辞職願について」を議題に供します。
では、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第４０号「農業委員の辞職願について」につきましては、机上配布しました辞職願の写しをご覧ください。

事務局 《議案第４０号を朗読・説明》

書記 議案第４０号につきましては、「農業委員会等に関する法律」（昭和２６年法律第８８号）第１３条に「正当な事由があるときは、市町村長及び農業委員会の同意を得て委員を辞任することができる。」とされています。

よって、農業委員を辞職するときは、「辞職願」を農業委員会に提出して農業委員会総会で承認された後、大磯町長の同意を得て辞職することになります。

議長 ありがとうございました。ただいま説明がありましたとおり、農業委員の辞職について農業委員会の承認が必要とのことです。これより、質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第４０号について承認に賛成される方は挙手をお願いします。

《挙手》

議長 賛成者全員により、議案第４０号について承認することに決定いたしました。

議長 次に、報告第１号「農地法第４条第１項第７号の規定による農地転用届出」について、事務局より朗読と説明をお願いします。

書記 報告第１号「農地法第４条第１項第７号の規定による農地転用届出」につきましては、議案書４ページの１件でございます。場所につきましては、総会資料の６ページをご覧ください。

事務局 《報告第１号１番を朗読》

書記 報告第１号１番の内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備し

ておりましたので、書類を受理いたしました。

議長 ただ今の報告第1号1番について、発言がある方は挙手をお願いします。

委員 地目が農地であるのに現況が宅地となっているのは違反転用ではないか。

書記 過去に転用届が出ていますが、地目を宅地に変更していないためです。市街化区域の農地転用は届出制なので、このようなことが多くみられます。

委員 土地所有者には注意しているのか。

書記 転用届を提出する際に地目変更を必ず行うよう指導していますが、一部で守られていないのが現状です。

議長 他にございませんか。発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

議長 次に、報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出」について、事務局より朗読と説明をお願いします。

書記 報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出」につきましては、議案書5ページの1件でございます。場所につきましては、総会資料の7ページをご覧ください。

事務局 《報告第2号1番を朗読》

書記 報告第2号1番の内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

議長 ただ今の報告第2号1番について、発言がある方は挙手をお願いします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

議長 次に、報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知」について、事務局より朗読と説明をお願いします。

書記 報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知」につきましては、議案書6ページの1件でございます。場所につきましては、総会資料の8ページをご覧ください。

事務局

《報告第3号1番を朗読》

書記 報告第3号1番の内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

議長 ただ今の報告第3号1番について、発言がある方は挙手をお願いします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で報告第3号を終わります。

議長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

《発言なし》

議長 よろしいですか。それでは以上をもちまして令和6年第13回大磯町農業委員会総会を閉会いたします。

議長 それでは、傍聴人は退出してください。

《傍聴人退出》

(午後2時25分)